

令和元年7月31日

東京2020 オリンピック・パラリンピック競技大会交通利便性向上 事業助成募集要項

公益財団法人日本デザインナンバー財団（以下「財団」という。）が実施する東京2020 オリンピック・パラリンピック競技大会交通利便性向上事業助成事業について、東京2020 オリンピック・パラリンピック競技大会交通利便性向上事業助成実施要領（以下「実施要領」という。）によるほか、この募集要項に定めるところによる。

1. 交付申請期間等について

(1) 申請期間

助成金の交付を受けようとする者は、以下の申請期間内に助成金交付申請書及び参考資料を添えて財団まで郵送により申請を行うものとする。

申請期間：令和元年8月19日（月）から

令和元年9月18日（水）（消印有効）まで

（注意）①上記の申請期間以外に当財団に配達された書類については受付を行いません。

②ユニバーサルデザインタクシー導入事業について、応募受付台数の上限に達した日付（当日までに配達があった書類に限る）をもって受付を終了します。なお、ユニバーサルデザインタクシー導入事業の受付を終了する場合は当財団ホームページでお知らせします。

(2) 提出書類の部数：1部

2. 事業実施期間について

本件事業に係る対象車両導入の完了日について、令和2年7月23日以前でなければならない。（詳しくは、実施要領をご覧ください。）

3. 実績報告について

実績報告の期限について、事業完了日から30日以内に提出が必要です。

また、実績報告に際しては、交付決定のあった車両全てに係る実績報告書類一式が整っている必要があります。※一部の車両のみの実績報告は受付を行いません。（詳しくは、実施要領をご覧ください。）

4. 額の確定時期について

実施要領第11条に規定する本件助成に係る「額の確定」時期について、令和2年10月1日以降に行うこととする。

5. 送付先について

〒113-0033

東京都文京区本郷2-17-8 鈴木ビル5階

(公財)日本デザインナンバー財団

「東京2020 オリンピック・パラリンピック競技大会交通利便性向上事業」助成担当者 あて

6. 申請書類様式について

財団ホームページからダウンロードすることができる。

<http://www.d-number.or.jp>

7. お問い合わせ先

(公財)日本デザインナンバー財団 助成担当

電話：03-3868-3671

〒113-0033

東京都文京区本郷2-17-8 鈴木ビル5階